

外部評価結果概要表

全体を通して(特に良いと思われる点など)	分野	特記事項(優先順位の高い要改善点について)
<p>レンガ調の優しい外観でマンション風三階建ての、有料老人ホームと隣りあわせになった2ユニットに18人が入居しているグループホームである。施設内は自然の明かりが差し込み、食卓のテーブルには季節の草花や写真が飾られ、ゆったりとした時間の中で入居者が其々自分の趣味を楽しんだり、他の入居者と一緒に過ごせる和みの場も提供されている。運営理念である「尊厳を守る。個性性を尊重する。自由を保障する。価値ある社会的役割を創造する。」が生かされ、「今まで生きてこられた人生を大切に、自分らしく生活できる」ということで職員全員が同じ方向性を持って接している。また、理念の具体化への教育として、入職時研修や年間社内研修の内容に組み込まれ、入居者は「大切なお客様」という姿勢でやさしく丁寧に接し、ケアに関する職員研修は会社組織として長期的プログラムが組み込まれており、系列のグループホームが協力し合い研修に参加できる体制を取り、充実した社内研修への取り組みは賞賛できる。</p> <p>生活面では、入居者一人ひとりについて、ヒアリングシート・アセスメントシートにより、ADL・IADL・病歴・生活歴・入居者と家族の思いなど、詳細に情報が集積されている。その情報に基づいて、食事、排泄、入浴など日常生活についての個別性のある支援ができています。</p> <p>健康管理面でも、協力医療機関による定期的な往診・必要時の往診・24時間の連絡体制が整備されており、口腔ケアについても訪問歯科医と連携をとりながら習慣的に行われている。服薬管理については提携薬局の薬剤師によって行われ、職員への指導・申し送りも徹底されている。</p> <p>自立支援についても、上記ヒアリングシート・アセスメントシートに基づいて、「できること」「できそうなこと」「趣味・楽しみ」を、ケアプランの中で個別に分析し、場面作りが行われている。楽しみに関しては、要望に沿って買い物散歩に外出する機会を設け、地域のイベントに参加したりボランティアを積極的に受け入れるなど、外部との交流も図っている。</p> <p>家族への対応については、面会時間を自由にし、お茶の提供、職員の接遇などで訪問を歓迎する雰囲気があり、毎月発行の「家族の広場」「ユニット新聞」により日々の暮らしの様子を伝えている。</p> <p>法人としての系統的な管理システムと職員教育の中で、職員全員が入居者を「大切なお客様」として、一人ひとりの人格と個性を尊重しながら介護にあたる姿勢が感じられた。</p>	組織体制	特に改善点はなし。更なる向上を目指した取り組みを期待します。
	適切なサービスの運営	入居者が家庭的な雰囲気の中で自分らしく生活できるよう馴染みの品や趣味の道具を持ち込み、残された能力を充分に発揮し意欲低下を防いでいけるよう今後の更なる取り組みを期待します。
	利用者本位	特に改善点はなし。更なる向上を目指した取り組みを期待します。
	日常生活行為の支援	<p>食事の場面については、ユニットによっては職員が居室での食事介助、食堂での全介助にあたるため、ユニット全体には和やかで家庭的な食事場面の雰囲気が欠けているように思われた。時間差を付ける食事時間の設定や、全介助を行いながらも他の入居者にも配慮できる職員の座席位置など、食事の場面作りへの工夫が望まれる。</p> <p>水分摂取量については、管理が必要な一部の入居者についてはチェックされているが、高齢者は一般的に脱水傾向になりやすいため予防的な意味でも入居者全員についての水分摂取量のチェックと把握が望まれる。</p>
	運営体制	改善点は特になし。更なる向上を目指した取り組みに期待します。
人材育成	新人研修・現任研修が本社主催で行われ、全員が参加できるように工夫されており、内部研修については大変充実している。一方、外部研修については、情報提供し参加を促すにとどまっているため、全員が偏りなく、段階に応じて必要な外部研修に参加できるような体制の整備が期待される。	

評価報告書(判断理由・根拠省略)

組織体制

外部評価		1 運営方針等	できている	要改善
		理念の具体化		
1	1	<p>管理者は、認知症高齢者グループホーム(以下「ホーム」という)に関する法令の意義を理解するとともに、常に入居者一人ひとりの人格を尊重することがホームの運営上の方針や目標等において具体化している。 (理念:記述のこと) 以下、記述欄</p> <p>援助を受ける人たちの尊厳を守る。援助を受ける人たちの個性を尊重する。援助を受ける人たちの選択の自由を保障する。援助を受ける人たちの価値ある社会的役割を創造する。</p>		

適切なサービス運営

外部評価		1 生活空間づくり	できている	要改善
		家庭的な生活空間づくりを行っている		
9	2	入居者や家族が入りやすく、近所の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気づくりの配慮をしている。(玄関まわりに草花を植える、親しみやすい表札をかける等)		
10	3	共用の生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、いずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。		
11	4	共用空間の中に、入居者が一人になったり、気のあった入居者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。		
12	5	居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。		
		心身の状態にあわせた生活空間づくりを行っている。		
13	6	入居者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにするための設備や工夫がある。(すべり止めや要所への手すり等の設置、浴槽・便座・流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等)		
14	7	職員は、入居者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気をこわさずに、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫をこらしている。(トイレや部屋の目印等)		
15	8	入居者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。(テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、陽射し等)		

16	9	見やすく、馴染みやすい時計や暦を目につく所に設置している。		
17	10	入居者の活動意欲を触発する馴染みの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。(ほうき、たらい、裁縫道具、園芸用品、趣味の品など)		
外部評価	2	認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)	できている	要改善
		入居者やその家族の希望を聞いているか。		
19	11	入居者の主体性を重視しアセスメントを行い、個別の状況や特徴を踏まえた介護計画を作成している。また、それを実際のケアに活かしている。		
20	12	介護計画を、入居者や家族とも相談しながら作成している。		
26	13	計画作成担当者は、実施期間が終了する際と、状態変化に応じた随時の見直しを行っている。(入居者の状態、介護者の状態、サービスの利用状況、目標の達成状況など。)		
外部評価	3	サービス運営	できている	要改善
31	14	入居者や家族からの要望、希望、特に留意すべき事項など入居者の状況の情報について、職員間での、確実な申し送り(情報伝達)を行っている。		
33	15	チームケアの実現のために、非常勤の職員も含めた定期的なケア会議を行っている。また、結果については、定期的に法人代表者や管理者に報告している。		

利用者本位

外部評価 1 人権・プライバシーの保護		できている	要改善	
76	16	職員は、常に入居者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。職員の言葉かけや態度はゆったりしており、やさしい雰囲気です。接している。(入居者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助、プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている。「現実」を否定しない等)		
外部評価 2 コミュニケーション		できている	要改善	
		コミュニケーションの困難な方が入居している場合、対応できるよう取り組んでいる。		
91	17	外国語・方言、視聴覚障害等、コミュニケーションの困難な方が入居している場合に、対応できるよう取り組んでいる。(職員の技能の修得、対応できる職員の採用やボランティアの活用などに努めている。文字・絵カードを使用するなどの工夫を凝らしている等。)		
外部評価 3 自立支援		できている	要改善	
92	18	入居者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを活かしている。		
93	19	職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、入居者が自由に自分のペースを保ちながら暮らせるように支えている。		
94	20	職員は、入居者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切に、それらを促す取り組みを日常的に行っている。(選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等)		
95	21	自立支援を図るために、入居者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり一緒に行ったりしている。(場面づくり、環境づくり等)		
		身体拘束をしないことに対して積極的に取り組んでいる。		
101	22	入居者の自由な暮らしを支え、入居者や家族等に心理的圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくてもすむような配慮など身体拘束(行動制限)をしない工夫をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。(外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等)		

日常生活行為の支援

外部評価 1 食事			できている	要改善
116	23	職員も入居者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼしなどに対するサポートをさりげなく行っている。		
118	24	食事作りを行っている。食事作りに入居者の意見を反映させる、食事作りのために食材購入で外にでかけるなど、食事作りの過程を通じて食事を楽しめるよう支援している。		
117	25	入居者一人ひとりの食事摂取量や水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。		
外部評価 2 排泄			できている	要改善
119	26	おむつをできる限り使用しないで済むように、入居者一人ひとりの排泄パターンを把握し、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っている。		
120	27	排泄の誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安や羞恥心、プライバシーに配慮して行っている。		
外部評価 3 入浴			できている	要改善
126	28	入居者一人ひとりの希望にあわせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。(時間帯、長さ、回数等)		
外部評価 4 整容			できている	要改善
129	29	整容の乱れ、汚れなどに対して、プライドを大切にしたりげなくカバーしている。(髭、着衣、履物、食べこぼし、口の周囲など)		
外部評価 5 生活支援			できている	要改善
		安眠・休息などの生活支援を適切に行っている。		
132	30	入居者一人ひとりの睡眠のパターンを把握し、夜眠れない入居者には、1日の生活リズムづくりを通じた安眠策をとっている。		
133	31	ホーム内で入居者一人ひとりが楽しみごとや出番を見出せるよう、場面づくりなどの支援を行っている。(テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物たたみ、小動物の世話、新聞とり等)		
		医療機関の受診などの支援を適切に行っている。		
136	32	心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。(医師、歯科医師、保健師、看護師等)		

		健康管理への支援を適切に行っている。		
139	33	入居者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。(歯磨き・入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等)		
140	34	職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。		
運営体制				
	外部評価	1 地域との連携、交流	できている	要改善
		地域との交流を積極的に行っている。		
148	35	入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。(買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等)		
149	36	入居者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。(商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等)		
	外部評価	2 家族との交流	できている	要改善
		家族との交流を積極的に行っている。		
152	37	家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。(来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のいやすさ等)		
153	38	家族が、気がかりなことや意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的な連絡などを積極的に行っている。('たより'の発行や行事ビデオの上映、写真の送付など)		
154	39	入居者が日常の金銭管理を行えるよう、一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。また、入居者が持つ小口現金の管理や、家族からホームに託された預り金の管理については、本人及び家族の同意のもとでその方法を定め、定期的に出納内容を本人及び家族に報告している。		

人材育成

	外部評価	1 職員の資質の向上	できている	要改善
		職員の人権意識の向上や知識・技術等の修得の目標の達成に向け、職員の研修機会を確保している。		
158	40	採用時あるいはフォローアップ等、それぞれの段階に応じた外部研修を職員が受講できる体制が用意されている。		

【備考】

用語の整理

- ・「職員」:常勤・非常勤又は職種を問わず、当該事業所に雇用されるすべての職員。
- ・「定期的」:そのことが何週間に一度、何ヶ月に一度など、一連の取り組みの中に定期的に位置付けられているとともに、実施されていること。
- ・「事業計画」:行事等を行うための計画ではなく、事業所の運営に当たり取り組むべき内容を定めたもの。
- ・「管理者」:指定事業者としての大阪府への届出の管理者。
- ・「第三者」:法人代表者や職員といった事業者、入居者やその家族といった当事者以外の者全般。
- ・「マニュアル」:そのことに関する基準となる考え方を整理し、手順などの具体的な取扱い方法を示したもの。